

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年9月4日（令和2年（行個）諮問第144号）

答申日：令和4年11月7日（令和4年度（行個）答申第5132号）

事件名：本人に対する療養補償給付等の不支給決定に係る調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「令和2年特定日付けで特定労働基準監督署長が、私の労災請求に係る不支給決定を行う際に作成した調査復命書及び添付資料一切」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別表の1欄及び同表の欄外注書きに掲げられた文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であるが、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和2年5月26日付け神個開第2-30号により神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

神個開第2-30号：保険給付実地調査復命書（整理番号319内のマスキング（黒塗り）部分）を全部情報開示審査請求する。

##### 理由

ア 保険給付実地調査復命書（整理番号106）に、2019年特定日：特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）：a様と面談したがその後、a様が作成された面談記録又は、面談要旨（面談記録のまとめ）に間違いがないか確認の為、私、審査請求人の同意した同意書が情報開示されていないが、保険給付実地調査復命書（整理番号319。注．本件対象保有個人情報が記録された

文書の一部)に、2019年特定日：特定監督署：a様と面談したがその後、a様が作成された面談記録又は、面談要旨(面談記録のまとめ)に間違いがないか確認の為、私、審査請求人の同意した同意書が情報開示されていない。同意書の提出を請求する。

イ 参考資料1として、特定監督署：a様、b様、c様の会話内容、特定事業場A特定部との会話内容、特定事業場B特定営業所(特定住所)倉庫内監視カメラ映像を参照資料として提出する(別資料1：CD-R：1枚)。

ウ 参考資料2として、提出書類：情個審第1300号(参照)、情個審第1366号(参照)。情個審第1140号(参照)を参照資料として開示請求する。

エ 神個開第2-30号：保険給付実地調査復命書(整理番号319)について訂正請求を提出する。

(以下略)

(資料略)

## (2) 意見書

下記の理由により黒塗り(マスキング)部分を全開示する義務がある。

「面談記録書」内の記載している内容の証明、証拠提出を請求します。

令和2年(行個)諮問第144号理由説明書より、「4 審査請求人の主張に対する反論について」

「審査請求人は、審査請求書の趣旨及び理由として、「同意書」が開示されていないと主張する。これを受け、処分庁に対して当該「同意書」の有無を確認したところ、当初は審査請求人の同意を担保した聴取書を作成する目的で聴取していたが、審査請求人の体調が悪化したことにより同意及び署名を得られず、急遽「面談記録書」としたことから、「同意書」は処分庁として作成しておらず、保有していないとのことであった。」と記載してある。

### ア 反論①

特定監督署d様に残業時間エクセル資料を含む1000ページ以上の資料を送付すると連絡したが「今はいらない」と断られた。再度、特定監督署d様に残業時間エクセル資料を含む1000ページ以上の資料を送付すると連絡したが「今はいらない」と断られた。その為、特定監督署dさんに追加資料の提出を断られたことをb様に連絡した。b様がd様と話しその結果、追加資料はいらないと判断したと連絡があった。その後、b様に連絡を取り状況を教えてほしいと連絡したが、「覚えていない」と連絡があった。

審査請求人の追加情報を無視し特定監督署が「面談記録書」を作成し、審査請求人に「面談記録書」の確認を怠り証拠隠滅をした。

## イ 反論②

特定監督署 a 様に「面談記録書」について質問したが決定事項であるから答えられないと連絡があった。その為、特定監督署 e 署長に質問したが回答がなかった。再度、特定監督署 a 様に「面談記録書」について質問した結果、間違っていたと認めた。

その為、「面談記録書」が正しいことを証明してください。「面談記録書」の証明書を請求します。

## ウ 反論③

審査請求人は、2019年特定日以前から体調が悪かった。特定労働基準監督署長（以下「労働基準監督署長」は「監督署長」という。）は、2019年特定日に特定監督署にくるよう命令があった。審査請求人は、2019年特定日に特定監督署に行った。

「4 審査請求人の主張に対する反論について」内に「審査請求人の体調が悪化した」と記載してあるが、「体調が悪化した」のではなく「2019年特定日以前からも体調が悪く、2019年特定日当日も特定監督署に行く前から体調が悪かった。しかし、特定監督署長が命令した日であった為、特定監督署に行った」。特定監督署に行ったが体調が悪く、特定監督署から病院に運ばれた。審査請求人は救急車を呼んでいない。審査請求人は病院でかかった費用を払った。私は特定事業場 A に心も身体もすべて殺された。

## エ 反論④

「4 審査請求人の主張に対する反論について」内に「処分庁に対して当該「同意書」の有無を確認したところ、当初は審査請求人の同意を担保した聴取書を作成する目的で聴取していた」と記載されているが、2019年特定日1回目面談以降、特定監督署 a 様より次回は自宅近くで面談聴取をすると連絡があったが、その後、特定監督署長、特定監督署各担当者から連絡はない。面談聴取されていない。特定監督署が嘘の面談記録書を作成した。審査請求人は「特定年に特定事業場 C に入社していない」と特定監督署 a 様に連絡した。令和2年特定日、特定監督署 a 様より「特定事業場 C に入社した」と記載したことは間違いであったと連絡があった。（略）

## オ 反論⑤

「4 審査請求人の主張に対する反論について」内に「「面談記録書」としたこと」と記載されているが、特定監督署が勝手に作成した「面談記録書」の内容が正しいことを証明してください。証明書を請求します。

## カ 反論⑥

(ア) 特定事業場 A 製品カタログ裏にリペアの間違った電話番号が記載

されていて客先，代理店等からのクレームが多かった。2018年特定日まで改善されなかった。（略）

(イ) 2019年特定日：特定監督署で倒れ，同監督署の方（氏名不明）が緊急車両を呼び私は特定病院に運ばれた。同病院の男性（氏名不明）から同監督署から運ばれてきたといわれた。同病院の診療費等納入書兼領収書に同監督署の確認印が押してある。

（以下略）

（資料略）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は，処分庁に対して，法12条1項の規定に基づき，本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して，処分庁が原処分を行ったところ，審査請求人は令和2年6月5日付け（同月8日受付）で，原処分の取消しを求め，審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，審査請求人が開示を求める部分については，不開示の理由となる根拠条項として法14条3号ロを追加するとともに，原処分において不開示とされた部分の一部を，法14条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示した上で，別表の2欄に掲げる情報については，原処分を維持することが妥当であるものとする。

#### 3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について（略）

(2) 不開示情報該当性について

##### ア 法14条2号該当性

(ア) 文書番号2①，3①，5①，7①，9①，10，11②，12①及び13①の不開示部分は，審査請求人以外の姓，氏名，印影等，審査請求人以外の個人に関する情報であって，審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため，当該情報は，法14条2号本文に該当し，かつ，同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書番号1③，2②，5②，7③及び13②の不開示部分は，特定監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり，審査請求人以外の特定期間から聴取した内容等である。これらの情報が開示された場合には，被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され，審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため，法14条2号本文に該当し，かつ，同号ただし書イからハまで

のいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### イ 法14条3号イ該当性

(ア) 文書番号3②、7②及び11③の不開示部分は、特定法人の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、文書番号1①及び②、3③、9②、11①、12②及び13③の不開示部分は、特定事業場Aの業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていらない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、これらの情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書番号1②、3③、9②、11①、12②及び13③の不開示部分は、事業場が一般に公にしていらない内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(なお、処分庁は、原処分において当該情報を、同条3号イの不開示情報に該当する旨説明しているが、当該情報の不開示理由は上記のとおりであるため、根拠条項を追加する。)

#### ウ 法14条7号柱書き該当性

(ア) 文書番号1③、2②、5②、7③及び13②の不開示部分は、特定監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、

公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書番号1②、3③、9②、11①、12②及び13③の不開示部分は、事業場の業務内容等に関する情報である。これらの聴取内容等が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記イ(イ)で既に述べたところである。

さらに、当該不開示部分に係る情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、当該情報は、開示することにより監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 4 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人は、審査請求書の趣旨及び理由として、「同意書」が開示されていないと主張する。これを受け、処分庁に対して当該「同意書」の有無を確認したところ、当初は審査請求人の同意を担保した聴取書を作成する目的で聴取していたが、審査請求人の体調が悪化したことにより同意及び署名を得られず、急遽「面談記録書」としたことから、「同意書」は処分庁として作成しておらず、保有していないとのことであった。

また、審査請求人は、保険給付実地調査復命書の訂正請求等についても種々主張するが、本件審査請求の対象ではなく、その結論に影響を及ぼすものではない。

#### 5 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、不開示の理由となる根拠条項として法14条3号ロを追加するとともに、原処分において不開示とされた部分の一部を、法14条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示した上で、別表の2欄に掲げる情報については、原処分を維持することが妥当であると考えられる。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年9月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月17日 審議
- ④ 同年10月2日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 令和4年8月31日 委員の交代に伴う所要の手續の実施，本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年10月20日 審議
- ⑦ 同年11月1日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件請求保有個人情報について、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、特定の文書が開示されていない旨を主張するとともに、不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、処分庁において当該特定の文書を保有しておらず、また、諮問に当たり、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1）ア）において、「2019年特定日：特定監督署：a様と面談したがその後、a様が作成された面談記録又は、面談要旨（面談記録のまとめ）に間違いがないか確認の為、私、審査請求人の同意した同意書が情報開示されていない。同意書の提出を請求する。」としていることから、面談内容に係る同意書の開示を求めているものと解される。

(2) 理由説明書の記載（上記第3の4）及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し補足説明を求めさせたところによると、諮問庁は、同意書の保有の有無について、おおむね以下のとおり説明する。

本件審査請求を受けて、処分庁に対して確認したところ、当初は審査請求人の同意を担保した聴取書を作成する目的で聴取していたが、審査請求人の体調が悪化したことにより同意及び署名を得られず、急きよ「面談記録」としたことから、同意書は処分庁として作成しておらず、保有していない。

さらに、神奈川労働局において、書庫等を探索したが、同意書の存在は認められなかった。

したがって、神奈川労働局において、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しておらず、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると考えられる。

- (3) 当審査会において、本件対象保有個人情報が記録された文書である審査請求人及び関係者からの聴取内容が記載された各文書を確認したところ、関係者については、文書5に「聴取書」という題名で、その聴取内容が記載された文書が含まれており、その文面の末尾には、確認のための当該関係者の署名及び捺印がなされているが、審査請求人については、文書4に「面談記録」という題名で、その面談記録の内容が記載された文書が含まれており、その文面には、同人の署名及び捺印がないことが認められた。

加えて、審査請求人は、意見書（上記第2の2（2）ウ及びカ（イ））において、同人が2019年特定日に特定監督署で倒れ、病院に搬送された旨を述べている。

以上を勘案すると、神奈川労働局において、同意書を保有していないとする上記（2）の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。また、文書探索の範囲等についても不十分であるとはいえない。

- (4) したがって、神奈川労働局において、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

- (1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

#### ア 通番2，通番8，通番15及び通番24

当該部分は、特定疾病の業務起因性判断のための調査復命書（以下「復命書」という。）、資料一覧及び事業主提出資料に記載された、特定事業場Aが特定監督署に提出した各資料の一部の名称及び当該名称が記載された資料の標題部分、審査請求人宛ての医師の診断書、審査請求人が仕事を行っていた特定の建物の入退室記録、特定事業場Aから審査請求人に宛てた労災申請に関する連絡文書、審査請求人の勤務表の備考欄の同人に係る会議、講習、出張内容等の記載である。

当該部分は、審査請求人に宛てた文書又は審査請求人の業務に係る記載であり、若しくは原処分において開示されている情報と同じであるか、又はそれから推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、これを開示しても、法人等の権利、競争上の地位その

他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。また、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番6及び通番11

(ア) 当該部分は、(i) 審査請求人が特定監督署に提出した「療養補償給付たる療養の費用請求書」及び「休業補償給付支給請求書」(以下、併せて「請求書」という。)のそれぞれの医師の証明欄に記載されたfないしhの各医師の署名及び印影並びにf医師の意見書に記載された同医師の署名及び印影並びに同医師の診療情報提供書に押印された同医師の印影、及び(ii)請求書の事業主の証明欄に筆記で記載された特定事業場Aの事業主の氏名である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

(イ) 次に、法14条2号ただし書該当性について検討する。

a 上記(ア)の(i)について

請求書は、療養補償給付又は休業補償給付を受けようとする者が、医師等及び事業主から証明を受けて、監督署に提出するものとされている(労働者災害補償保険法施行規則12条の2及び13条)。このため、請求書に記載されたfないしhの各医師の署名及び印影は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

また、f医師の意見書及び診療情報提供書の各印影は、請求書の同医師の印影と同じものである。

さらに、f医師の意見書については、復命書の中で、同医師が当該意見書を作成した旨が開示されており、当該意見書の署名が同医師によるものであることは明らかであることから、当該署名は、請求書の署名と同じものであると認められる。

個人の署名及び印影については、審査請求人が当該個人の氏名を知り得る場合であっても、その署名及び印影まで開示する慣行はないとすることが通例であるが、上記の理由から、当該各医師の署名及び印影は、審査請求人が知り得る情報であり、法14条2号ただし書イに該当する。

b 上記(ア)の(ii)について

原処分において開示されている情報から、特定事業場Aは、審

査請求人の労災請求について事業主証明を拒否していることが明らかとなっていることから、上記（ア）の（ii）に掲げる特定事業場Aの事業主の氏名の記載は、当該事業主の自署であると認めることは相当ではない。また、当該事業主の氏名は、原処分において開示されている情報と同じであり、審査請求人が知り得る情報であることから、法14条2号ただし書イに該当する。

（ウ）したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

ウ 通番7，通番12及び通番19

当該部分は、請求書の医師の証明欄等に押印された特定医療機関の印影及び審査請求人に係る健康保険加入証明書に押印された特定健康保険組合の理事長の印影である。このうち、当該医療機関の印影は、上記イ（イ）aと同じ理由により、また、当該理事長の印影は、原処分において開示されている情報と同じであることから、いずれも、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、これを開示しても、当該医療機関及び当該健康保険組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

（2）その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法14条2号該当性について

通番4，通番6，通番9，通番11，通番14，通番16，通番18，通番20及び通番22は、医師の意見書及びその添付資料、資料一覧、聴取書並びに事業主提出資料に記載された、（i）地方労災医員の印影並びに主治医及び産業医の署名、（ii）特定監督署による聴取対象者の職氏名、署名、印影又は拇印、その住所、生年月日及び聴取場所、（iii）特定医療機関の職員の氏名、署名及び印影並びに特定事業場Aの職員の氏名及び印影である。

当該部分は、それぞれ、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。個人の署名及び印影については、審査請求人がその氏名を知り得る場合であっても、その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。このため、当該部分は、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びびハに該当する事情も認められない。

次に、法15条2項に基づく部分開示について検討する。

当該部分のうち、（i），（ii）（「聴取場所」を除く。）及び（iii）は、それぞれ、個人識別部分であることから、部分開示の余地

はない。

(ii) の「聴取場所」は、これを開示すると、被聴取者の所属先事業場が明らかとなり、被聴取者が特定されるおそれがあるなど、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないとはいえないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

通番3、通番5、通番10、通番13及び通番23は、復命書、医師の意見書及びその添付資料、聴取書並びに事業主提出資料に記載された、審査請求人の労災申請に関して、特定監督署が行った関係者からの聴取内容、主治医による発病原因等やその診断根拠、産業医及び地方労災医員の意見の一部並びに特定監督署の判断の内容等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、医師や被聴取者が労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、率直な意見、申述等を行うことをちゅうちょさせることとなり、又は特定監督署が労災認定の調査に当たりどのような判断を行ったかという調査手法の一端が明らかになって、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務に関して正確な事実関係の把握が困難になり、同機関が行う当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ該当性について

通番1は、復命書に記載された特定事業場Aの特定の工場の労働者数であり、一般に公にしていない当該事業場の内部管理情報であると認められる。当該部分は、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及びロ並びに7号柱書き該当性について

(ア) 通番2（下記（イ）を除く。）、通番8、通番15、通番21及び通番24

当該部分は、復命書、資料一覧及び事業主提出資料に記載された、審査請求人の労災申請に関して、関係者等の聴取内容を引用した部分、特定事業場Aが特定監督署に提出した審査請求人の業務量推計等の資料、事業主証明拒否の理由、同人の主張についての同事業場による調査結果の詳細な内容の資料、その送付状の記載の一部並び

に一部の資料名であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとする関係事業者等の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務に関して正確な事実関係の把握が困難になり、同機関が行う当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番2 (文書1の29頁の不開示部分)

当該部分は、復命書の「事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ」欄に記載された特定時点における特定の事業場の職員の職氏名等である。当該部分には、審査請求人が知り得る情報が含まれると認められるものの、被聴取者を示す記号が分ち難く付記されている。

このため、当該部分は、これを開示すると、特定監督署が聴取を行った相手方が誰であるかが明らかになり、その調査手法の一端が明らかとなって、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番17

当該部分のうち、文書11の1頁は、特定事業場Aの特定の事業部の組織図であり、部、グループ、課及び科別の職員数、各職員の所属、役職、氏名等が詳細に記載されている。

その余の部分(同5頁)は、特定事業場Aにおける審査請求人と各部署の職員との業務上の関わりの内容を示した相関図である。同図は、特定監督署による調査に対する協力の一環として、特定事業場Aが同事業場側の視点から作成したものであると認められる。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記ウと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 5 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定監督署長による労災保険給付に係る決定を不服として、神奈川労働者災害補償保険審査官に対し労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、同審査官による決定がなされ、審査請求人に対して既に当該決定書の送付がなされているとのことである。

原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

## 6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、神奈川労働局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、諮問庁が同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当することからなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号及び文書名		2 諮問庁がなお不開示を維持するとして いる部分			3 2欄のうち開 示すべき部分	
		該当部分	法 1 4 条 各 号 該 当 性	通番		
1	特定疾病 の業務起 因性判断 のための 調査復命 書	① 1頁労働者数  ② 5頁「調査結果」欄1 1行目ないし26行目、6 頁「調査結果」欄22行目 ないし37行目、8頁「調 査結果」欄14行目ないし 22行目、11頁「調査結 果」欄8行目ないし最終 行、12頁「調査結果」欄 1行目ないし13行目、1 3頁「調査結果」欄7行目 ないし13行目及び31行 目ないし最終行、14頁 「調査結果」欄8行目ない し最終行、15頁「調査結 果」欄1行目ないし5行 目、16頁「調査結果」欄 1行目ないし11行目及び 44行目ないし54行目、 17頁「調査結果」欄9行 目ないし32行目及び40 行目ないし最終行、18頁 「調査結果」欄1行目ない し42行目、19頁「調査 結果」欄1行目ないし14 行目、21頁、22頁及び 29頁の不開示部分	3号イ 及び 口、7 号柱書 き	1  2	5頁「調査結果」 欄25行目、26 行目、6頁「調査 結果」欄36行 目、37行目、8 頁「調査結果」欄 22行目、11頁 「調査結果」欄1 1行目、12行 目、23行目、2 4行目、12頁 「調査結果」欄1 2行目、13行 目、13頁「調査 結果」欄12行 目、13行目、5 3行目、54行 目、14頁「調査 結果」欄39行 目、40行目、4 3行目、44行 目、15頁「調査 結果」欄4行目、 5行目、16頁 「調査結果」欄1 0行目、11行 目、53行目、5 4行目、17頁 「調査結果」欄3 1行目、32行 目、18頁「調査 結果」欄6行目、 7行目、10行 目、11行目、4 1行目、42行 目、19頁「調査 結果」欄13行	

					目, 14行目, 21頁「調査結果」欄23行目, 24行目, 42行目, 43行目, 22頁「調査結果」欄14行目
		③ ①及び②以外の不開示部分	2号, 7号柱書き	3	—
2	意見書等①	① 3頁印影	2号	4	—
		② ①以外の不開示部分	2号, 7号柱書き	5	—
3	資料一覧及び請求人提出資料	① 1頁氏名等, 3頁, 7頁及び8頁自署及び印影並びに7-2頁印影	2号	6	全て(1頁を除く。)
		② 3頁, 7頁及び8頁法人印影	3号イ	7	全て
		③ 2頁不開示部分	3号イ及び口, 7号柱書き	8	不開示部分のうち, 1行目, 2行目, 5行目ないし6行目3文字目, 7行目ないし9行目
5	聴取書②	① 1頁, 9頁及び16頁住所, 職業, 氏名, 生年月日及び聴取場所並びに8頁, 15頁及び25頁自署及び印影	2号	9	—
		② ①以外の不開示部分	2号, 7号柱書き	10	—
7	意見書等②	① 1頁, 38頁, 39頁, 42頁及び44頁自署及び印影並びに12頁, 27頁, 36頁, 37頁, 41頁, 47頁及び49頁氏名並びに37頁, 41頁及び50頁印影	2号	11	1頁個人の署名及び印影, 38頁, 39頁, 42頁, 44頁及び50頁の全て
		② 1頁, 3頁, 38頁, 39頁, 42頁, 44頁及び50頁法人印影	3号イ	12	全て
		③ ①及び②以外の不開示	2号,	13	—

		部分	7号柱書き		
9	事業主提出資料②	① 1頁氏名及び印影	2号	14	—
		② ①以外の不開示部分	3号イ及びロ, 7号柱書き	15	「記」に掲げる資料名のうち, 10行目, 11行目4文字目ないし17文字目
10	事業主提出資料③	1頁氏名及び印影	2号	16	—
11	事業主提出資料④	① 1頁及び5頁組織図等	3号イ及びロ, 7号柱書き	17	—
		② 2頁, 4頁, 6頁, 9頁, 11頁及び13頁氏名及び印影	2号	18	—
		③ 12頁法人印影	3号イ	19	全て
12	事業主提出資料⑤	① 1頁氏名及び印影	2号	20	—
		② ①以外の不開示部分	3号イ及びロ, 7号柱書き	21	—
13	事業主提出資料⑥	① 1頁自署, 5頁ないし14頁, 30頁, 31頁氏名等, 1-2頁, 32頁, 33頁, 52頁, 92頁, 94頁及び136頁氏名及び印影	2号	22	—
		② 1頁不開示部分(①に係るものを除く。)	2号, 7号柱書き	23	—
		③ ①以外の不開示部分	3号イ及びロ, 7号柱書き	24	17頁, 20頁, 23頁及び25頁の各備考欄, 32頁2行目, 33頁2行目, 35頁ないし39頁, 52頁「記」に掲げる資料名のうち, 1行目, 4行目ないし6行目, 67頁

					ないし 9 1 頁， 9 4 頁 2 行目及び 3 行目， 1 2 1 頁及 び 1 2 2 頁， 1 3 6 頁 2 行目
--	--	--	--	--	--

(注) 文書 4 (聴取書①)， 文書 6 (聴取書③) 及び文書 8 (事業主提出資料  
①) は， 原処分における不開示部分を含まないことから， 記載を省略した。